

指定管理者候補者の選定結果について

北区健康福祉課所管の新潟市老人憩の家しあわせ荘について、令和7年9月8日より指定管理者を公募しておりましたが、以下のとおり候補者を選定しました。

施設名	新潟市老人憩の家しあわせ荘		区分	公募
所在地	新潟市北区島見町242番地			
施設の概要	新潟市老人憩の家しあわせ荘は、老人の健康を保持し、その福祉の増進を図ることを目的として昭和61年3月に設置された施設である。施設は、大広間、浴室等を有しております、健康づくりや交流の場としての機能を果たしている。			
指定管理者 申請者 評価会議	委員 風間 良光 (風間良光税理士事務所所長・有限会社風間会計社代表) 委員 小暮 あや子 (松浜地区民生委員・児童委員協議会会长) 委員 田邊 理美 (地域包括支援センター阿賀北 センター長) 委員 藤田 清明 (北区社会福祉協議会会长) 委員 渡邊 敏文 (新潟医療福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授)			
指定管理者 (候補者)	候補者 島見町自治会 代表者 加無木 光之 所在地 新潟市北区島見町1129番地1			
指定期間 (予定)	令和8年4月1日～令和13年3月31日			
選定理由	<p>指定管理者候補者の選定にあたっては、応募が1団体であったため、新潟市老人憩の家指定管理者申請者評価会議において、上記応募者から提出を受けた事業計画書等の資料を基に、事業計画、事業提案、収支計画等について選定基準に基づき評価を行った。</p> <p>その後、評価会議における評価結果を参考に検討した結果、上記応募者は指定管理者としての業務遂行能力を有するとして、指定管理者候補者に選定することとした。なお、候補者選定の参考とした評価会議における評価結果は別表のとおりである。</p>			
現在の指定管理状況との主な変更点	利用者や地域住民から施設存続の強い要望があり、それに応えるために地元自治会が指定管理者に手を挙げた。自治会が指定管理者になることで、施設を利用した自治会事業との連携や施設PRができる。さらに口コミにより人が集まりやすい傾向があることから、利用者増加に繋がることが大いに期待される。			
スケジュール	第1回評価会議 6月17日 ※仕様書・選定基準・目標管理型評価項目の決定 募集要項等配布 8月1日～8月20日 公募説明会 8月22日 質問受付 8月23日～8月29日 応募受付 9月8日～9月18日 第2回評価会議 10月30日 今後、市議会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される。			
所管部署 (問い合わせ先)	北区 健康福祉課 高齢介護係 TEL : 025-387-1325 (直通) E-mail : kenko.n@city.niigata.lg.jp			

【参考】現指定管理期間の評価（令和7年4月～令和8年3月）

指定管理者	新潟市北地区老人憩の家管理運営委員会
総評	良好な施設サービスの提供を継続している。施設管理が行き届き、利用者が心地よく安全に利用できる環境を整えている。利用者満足度も高く、コスト削減意識をもち経費節減に努めた管理運営を行っており、指定管理者として優良と評価する。

別表（評価結果）

選定基準	評価項目	配点	候補者
評価表による評価	施設の平等利用の確保	5点 10点	4.6 8.0
	新潟市の施策に対する理解	5点	4.0
	予算の範囲内の適正な執行	5点	3.8
	稼働率アップへの取組み	5点	4.0
	事業計画の具体性・実現性	5点	4.0
	要望や苦情への対応	5点	4.2
	管理経費縮減の具体的な取組み	5点	3.6
	自主事業の提案内容	5点	3.8
	従事者の雇用・労働条件	7点	5.8
	賃金水準スライドの反映方法	3点	2.8
事業計画に沿った管理を安定して行う能力	人材育成・業務改善の取組み	5点	3.8
	安全確保・災害時の対応	5点	4.2
	環境保護の取組み	5点	4.4
	社会貢献活動の取組み	5点	4.8
	ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組み	5点	3.8
	個人情報保護の取組み・関係法令の遵守	5点	3.8
	地域経済振興及び雇用確保の取組み	10点	7.8
	合計	100点	81.2
(【参考】100点換算)		(—)	(—)
評価表以外の評価	市内中小企業者等への加点	—	
	合計	—	81.2

※点数は、評価会議の委員5名の平均